



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

1 件 名 白川第2浄水棟高圧電気設備修繕

2 事業者名 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 東日本本部 北海道支社

3 特定理由

本修繕の対象は、白川第2浄水棟用の高圧電気設備で、白川第2浄水棟の各設備に電源を供給するための重要な設備である。

三菱電機(株)が設計・制作し、納入・施工した設備であり、本修繕にあたっては対象機器の構造や特徴、設計、メンテナンスデータなど製造元のみが保有する設備独自の情報と専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

上記業者は三菱電機(株)から保守・サービス対応、緊急時対応等の維持管理業務を移管されている唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕は履行することはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第\_\_2\_\_号に該当すると判断されるため。

#### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

1. 件名 白川浄水場 1・10 号沈澱池フロキュレーター整備修繕
2. 業者名 水 ing エンジニアリング株式会社 北海道支店
3. 特定理由  
本修繕の対象であるフロキュレーター設備は、浄水処理工程のうち凝集剤を加えた原水に攪拌エネルギーを与えてフロックの形成を促進させるための設備であり、修繕内容は駆動部分の分解整備を行い、経年劣化した機能の回復を図るものである。  
当該設備は白川浄水場専用に設計・製作されたもので、製造元のみが保有する設備独自の設計データと、専門的な整備技術がなければ機器の機能回復は確保できない。  
上記業者は、対象機器の製造元である(株)荏原製作所から整備・メンテナンスを移管された唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。